

令和7年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）

福祉用具購入費・住宅改修費について

高崎市 福祉部介護保険課

○福祉用具購入費

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入を県又は高崎市の指定を受けた販売業者より購入をした場合に、支給対象限度額の範囲内の費用の9割から7割を支給するもの。

貸与と同様に、日常生活の自立支援、及び介護者の負担軽減を図る。

支給対象限度額は**10万円**であり、年度が切り替わればリセットされる。

※保険料滞納者等の給付制限

保険料の滞納（原則1年6ヶ月）があると給付の一時差止と保険給付額からの滞納保険料分の控除が行われる。また、保険料未納期間に応じて、保険給付率が7割（7割給付対象者は6割）に引き下げられる。

【対象となる用具】

- ①腰掛便座
 - ②自動排せつ処理装置の交換部品
 - ③入浴補助用具
 - ④簡易浴槽
 - ⑤移動用リフトのつり具の部分
 - ⑥排泄予測支援機器
 - ⑦固定用スロープ<新>
 - ⑧歩行器（歩行車を除く）<新>
 - ⑨単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖<新>
- ※⑦、⑧、⑨については令和6年度から購入と貸与を選択できるようになった。

【対象者の要件】

○申請者本人が使用するものであること

○要介護・要支援認定を受けていること

- ・認定申請中は結果が確立するまで支給申請を行う事はできない。認定の結果、非該当（自立）とされた場合は、給付はできず利用者の10割負担となる。

○在宅にて生活していること（施設入所、入院等をしていない）

- ・一時帰宅は対象外。

【対象者の支払い方法】

○償還払い

事業所にいったん費用の全額を払い、後日申請により、利用者が市から限度額の範囲内の9割から7割の払い戻しを受ける方法。

福祉用具の場合、申請は購入後の一度のみでよい。

○受領委任払い

一時的な費用負担を軽減するため、全額を負担するのではなく、保険給付分の受領を販売業者に委任することで、利用者はかかった費用の1割～3割を負担し、残り9割～7割を市から事業者に支払う方法。購入前と購入後の二度、申請する必要がある。

申請者の条件は以下である。

- ・販売前に市・事業者の両者と事前協議ができること
- ・介護保険料の滞納が無いこと
- ・事前申請時に要介護認定を受けていること（新規申請中・期限切れ新規申請中の場合は申請不可）

【申請に必要な書類/償還払い】

- ①特定（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（請求書）
- ②特定福祉用具販売事業者等が発行した証明書
 - ・市の書式があるが、必要事項の記載があれば、任意書式でも可。
- ③特定福祉用具販売計画の写し
- ④購入する福祉用具のカタログのコピー
- ⑤特定福祉用具販売事業者等が発行した領収書
 - ・基本5万円以上の受取額の場合、印紙が必要だが、領収書に税抜き金額と消費税の内訳が書かれており、税抜き金額が5万円未満であれば収入印紙の添付は必要ない。
 - ・申請者本人の名義であることが必要。

【申請に必要な書類/受領委任払い】

償還払いの際の提出書類に加えて、「介護保険住宅改修・福祉用具購入費受領委任払い承認申請書」の提出が必要になる。

事前申請

- ①**介護保険住宅改修・福祉用具購入費受領委任払い承認申請書**
- ②**特定（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（請求書）**
 - ・委任状は、申請者、事業者両名の押印を確認すること。
- ③**特定福祉用具販売計画の写し**
 - ・事前に見積書の提出があれば、事後の提出でも可。
- ④**購入する福祉用具のカタログのコピー**
- ⑤**購入する福祉用具の見積書**

事後申請

- ①**特定福祉用具販売事業者等が発行した証明書**
- ②**特定福祉用具販売計画の写し**
 - ・事前に提出がなかった場合に必要。
- ③**特定福祉用具販売事業者等が発行した領収書（利用者負担額）**
 - ・生活保護受給者の場合は不要。

【福祉用具専門相談員の役割（貸与・販売）】

指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所や、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所では、福祉用具専門相談員が専門的知識に基づく助言を交え、販売・貸与を行う。専門相談員は、次のいずれかの要件を満たすことが必要。

- 保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・義肢装具士
- 都道府県知事が指定する福祉用具専門相談員指定講習の修了者
- 都道府県知事が公示する適格講習の修了者（経過措置）

専門相談員は、利用者ごとに個別の福祉用具サービス計画を作成することが義務付けられている。また、要介護者の居宅サービス計画（要支援者の介護予防サービス計画）に福祉用具貸与や福祉用具購入が位置付けられている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて福祉用具の適切な選定のための助言や情報提供を行うことになっている。
これを受け、介護支援専門員（担当職員）がサービス計画に福祉用具貸与・購入が必要である理由を記載することになる。

※福祉用具購入に関する注意事項

原則、1品目1回の購入に限られるが、以下の①～③の場合について、市が必要と認める場合のみ再支給の対象とする。

①既に購入した用具が破損しており、用を為さない場合

- ・破損した部分がわかる写真または現物を持参してもらい、再支給が適正かどうか確認する必要がある。

②介護の必要の程度が著しく高くなった場合

- ・「介護の必要の程度が著しく高くなった」ことの判断基準としては、以下のように考えることができる。
住宅改修においては、介護度が3段階以上上がった場合に支給限度額のリセットが行われる。
福祉用具についても同様に考え、介護度が3段階以上上がった状態のことを「介護の必要の程度が著しく高くなった」とみなすことが可能である。

③その他特別の事情がある場合

- ・「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、
フストランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。

【福祉用具 Q&A】

Q1. 介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。

A1. 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。

Q2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）第7項～第9項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」（以下、「選択制の対象福祉用具」という）を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以降に特定福祉用具販売を選択することができるのか。

A2 貴見のとおりである。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。

Q3 施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。

A3 施行日以降に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。

Q4 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

A4 利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・国が示している福祉用具の平均的な利用月数等が考えられる。

※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数

- | | |
|----------|--------------|
| ・固定用スロープ | ： 1 3 . 2 ヶ月 |
| ・歩行器 | ： 1 1 . 0 ヶ月 |
| ・単点杖 | ： 1 4 . 6 ヶ月 |
| ・多点杖 | ： 1 4 . 3 ヶ月 |

Q5. 担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

A5. 相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明したうえで、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

Q6. 福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいか。

A6. 福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

Q5 複合的機能を有する福祉用具は給付の対象となるのか。

A5 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該指定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機器に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

○住宅改修費

利用者が在宅で、家屋の特定の改修を行った場合に、対象工事の費用の9割から7割を支給するもの。

日常生活の自立支援、及び介護者の負担軽減を図る。



支給対象限度額は**20万円**であり、限度額に達するまでは何度でも申請することができる。

住宅改修は、対象者の身体状況をよく勘案し、的確な工事を行わなければ効果が得られないだけではなく、廃用症候群などを引き起こしてしまう一因となり得る。

※保険料滞納者等の給付制限

保険料の滞納（原則1年6ヶ月）があると給付の一時差止と保険給付額からの滞納保険料分の控除が行われる。また、保険料未納期間に応じて、保険給付率が7割（7割給付対象者は6割）に引き下げられる。

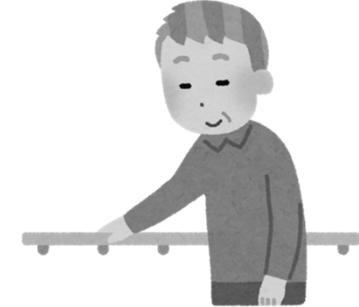
【対象となる住宅改修】

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修

【対象者の要件】

○高崎市内に在住していること

- ・住民票上の住所で、現に居住している住所のみが改修の対象。
- ・市外の居住者が転入予定の住宅を改修することは可能。（国のQ&Aより）



○要介護・要支援認定を受けていること

- ・認定申請中の事前申請は可能だが、事後申請は行えない。また、認定の結果、非該当（自立）とされた場合（訪問調査前に死亡等により認定結果が出なかつた場合を含む）は、給付はできず利用者の10割負担となるので注意が必要。

○在宅にて生活していること（施設入所、入院等をしていない）

- ・入院中に事後申請を行い工事が完了しても、実際に退院して改修部分を使用するまでの間は事後申請を行う事はできない。入院中に死亡や施設入所などで在宅に戻らなかつた場合は、対象外となってしまうため注意が必要。
一時帰宅のための申請は対象外。

【対象者の支払い方法】

住宅改修の場合、どちらの支払い方法でも工事前と工事後の二度、申請する必要がある。

○償還払い

事業所にいったん費用の全額を払い、後日申請により、利用者が市から限度額の範囲内の9割から7割の払い戻しを受ける方法。

○受領委任払い

一時的な費用負担を軽減するため、全額を負担するのではなく、保険給付分の受領を販売業者に委任することで、利用者はかかった費用の1割～3割を負担し、残り9割～7割を市から事業者に支払う方法。

申請者の条件は以下である。

- ・工事着工前に市・事業者の両者と事前協議ができること
- ・介護保険料の滞納が無いこと
- ・事前申請時に要介護認定を受けていること（新規申請中・期限切れ新規申請中の場合は申請不可）

【利用の流れ】

①相談

- ・ケアマネジャー等に相談する。

②事前申請

- ・工事を始める前に、市の窓口に必要な書類を提出する。

③工事・支払い

- ・市から着工許可が下りてから着工する。
- ・事業所に改修費用を支払う。

④事後申請

- ・工事后、市の窓口に支給申請のための書類を提出する。

⑤支給（工事が介護保険の対象であると認められた場合）

- ・償還払いの場合：介護保険対象工事代金の7～9割が利用者に支給される。
- ・受領委任払いの場合：介護保険対象工事代金の7～9割が事業所に支給される。

【事前申請に必要な書類/償還払い】

①居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書（請求書）

②承諾書（住宅の所有者が利用者と異なる場合）

- ・住宅の所有者が死亡している等の理由により、承諾書への押印が出来ない場合は、理由書に理由を付して記入し、申請者の印により承諾書にかえる。

③住宅改修が必要な理由書

- ・作成者は、介護支援専門員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上その他これに準ずる資格等を有する者等、住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者と定められている。

④工事費見積書

- ・市の書式があるが、必要事項の記載があれば、任意書式でも可。宛名は被保険者本人の氏名にする。

⑤住宅改修箇所の平面図

- ・フロア全体の図面が望ましい。改修箇所を図示する必要がある。

⑥改修前の写真

- ・改修前の日付が写真に写りこんでおり、工事箇所が特定できるものである必要がある。
段差の解消であれば、段差の高さなどをメジャーで計測した写真を添付する。

【事前申請に必要な書類/受領委任払い】

償還払いの際の提出書類に加えて、「介護保険住宅改修・福祉用具購入費受領委任払い承認申請書」の提出が必要になる。

- ①**介護保険住宅改修・福祉用具購入費受領委任払い承認申請書**
 - ・委任状は、申請者、事業者**両名**の押印を確認すること。
- ②**居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書（請求書）**
- ③**承諾書（住宅の所有者が利用者と異なる場合）**
- ④**住宅改修が必要な理由書**
- ⑤**工事費見積書**
- ⑥**住宅改修箇所の平面図**
- ⑦**改修前の写真**

※事前申請後の工事内容の変更について

工事内容に変更がある場合は、必ず事前に介護保険課の確認を受ける必要がある。

介護保険課に無断で行った変更工事は、対象とならない場合があるので注意が必要。

軽微なもの（手すりの長さの変更等で見積書の変更点がなく、対象箇所が事前申請の写真内に収まっている場合等）であれば訂正の必要はないが、事前申請にない工事の追加や、事前申請の写真の外にまで及ぶ大規模な変更（手すりの大幅な延長等）の場合については、理由書、見積書、写真の追加が必要になる。

【事後申請に必要な書類】

①住宅改修受付控（事前申請時に渡したもの）

- ・着工日、完工日の記入が必要。事前申請時に入院・入所中の場合は、退院・退所日も記入。

②領収書

- ・基本5万円以上の受取額の場合、印紙が必要だが、領収書に税抜き金額と消費税の内訳が書かれており、税抜き金額が5万円未満であれば収入印紙の添付は必要ない。
- ・申請者本人の名義であること。

③改修後の写真

- ・改修後の日付が入っており、改修前の写真とおおむね同じ角度、位置から撮影されていることが必要。段差の解消であれば、段差解消部分にメジャーで計測した写真を添付する。

④工事費内訳書

- ・見積書の内容と相違がないこと。宛名は被保険者本人の氏名にする。

【例外①：要介護状態が著しく重くなった場合（3段階リセット）】

最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して、介護の必要度が著しく高くなつた状態で行った住宅改修については、例外的に支給限度額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けられる。

この取り扱いは、同一住宅・同一要介護者について1回が限度。

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
要介護等状態区分	要支援1 経過的要介護	要支援2 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

上記の段階で3段階以上上がった場合。

例) 第1段階から第4段階以上、第2段階から第5段階以上、第3段階から第6段階
ただし、この3段階以上というのは、着工日の要介護状態区分を比較するものであり、その他の
要介護等状態区分の履歴は関係ない点に注意。

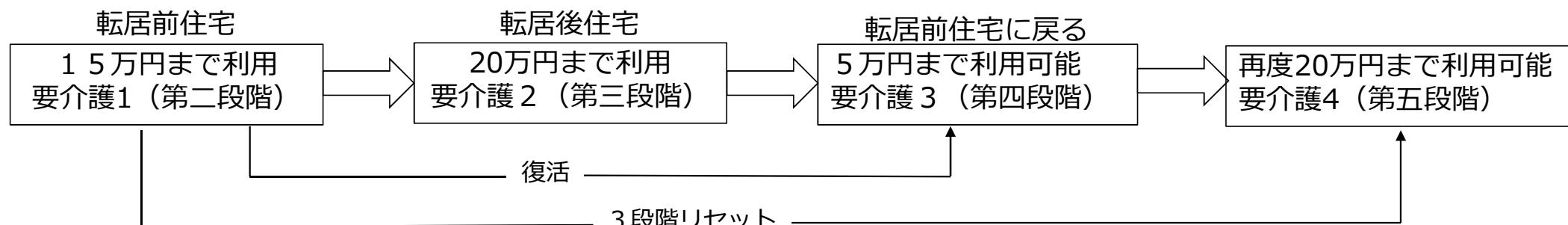
【例外②：要介護者が転居した場合（転居リセット）】

住宅改修を行った後に利用者が転居した場合、例外①と同様に改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることができる。

建て直しによる同一敷地内の転居、区画整理等の地番変更は対象とならない。

転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活する。

転居リセットはなかったものとして取り扱われ、3段階リセットで基準となる要介護等状態区分も過去のものが適用されることとなる。（下図参照）



【住宅改修 Q&A】

Q1.要介護者が子の自宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

A1.介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住所のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

Q2.支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。

A2.工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要がある。

Q3.申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。

A3.工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。

Q4.家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

A4.被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

Q5. 住宅の新築または増改築の場合は対象となるか。

- A5. 新築 住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とはならない。
- 増築
- ・新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とならない。
 - ・廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合⇒「手すりの取り付け」に係る費用についてのみ支給対象となり得る。
 - ・便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合⇒「洋式便器等への便器の取り換え」に係る費用についてのみ支給対象となり得る。

Q6. 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合について。

- A6. 住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出する。